

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した  
建築設計標準

令和3（2021）年3月  
国土交通省

高齢者、障害者等の円滑な移動等に  
配慮した建築設計標準

令和3（2021）年3月

国土交通省

## はじめに

2014年1月に障害者権利条約の批准、2016年4月に障害者差別解消法の施行、2013年9月の2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の開催決定を契機として、全ての国民が共生する社会、いわゆる「共生社会」の実現を目指し、全国においてバリアフリー化を加速させ、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組を進めているところである。

また、東京大会開催に向けて、2013年6月に国際パラリンピック委員会（IPC）が制定したアクセシビリティガイドを踏まえ「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」が2017（平成29）年3月に策定された。同時に、2017年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画（以下「行動計画」という。）」が策定され、「東京大会に向けた重点的なバリアフリー化」と「全国各地において、高い水準のユニバーサルデザイン化を推進」すること等が閣議決定された。こうした状況を踏まえて、国土交通省においては、2017年3月に建築設計標準の改正等を行った。

さらに行動計画において「バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、2017（平成29）年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る。」ことが盛り込まれた。これを受けて、国土交通省では、2017年3月に学識経験者、障害者団体等で構成される「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を設置して、見直しの方向性について継続的な議論を行い、2018年5月に12年ぶりにバリアフリー法の改正を行い、基本理念として「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の明確化、「心のバリアフリー」として高齢者、障害者等に対する支援を明記した。

さらに、2020年5月には、共生社会の実現に向けた機運醸成を受け、ハード面のバリアフリー化とともに「心のバリアフリー」に係る施策などソフト施策等を強化するために更なる議論を進め、施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進、バリアフリー基準適合義務の対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校を追加する等の重要なバリアフリー法の改正を行い、2021年4月から全面施行される。

国土交通省としては、東京大会を契機に、共生社会の実現を東京大会の最大のレガシーの一つとすべく、ユニバーサルデザインのまちづくり、心のバリアフリーをはじめとする諸施策に省をあげて取り組んでいくとともに、大会後も見据え、全国各地における高い水準のバリアフリー化を進めていくこととしている。

このような背景から、建築分野においてより一層のバリアフリー化の取組が求められており、今回改正される建築設計標準が広く活用されることにより、全ての人にとって使いやすい建築物の整備が図られ、誰もが安心して快適に利用できる環境を実現することが期待される。

2021（令和3）年3月

# 目次

## 建築設計標準の主旨と今回の改正について

### 第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

- 1. 1 バリアフリー法の概要-----1-1
- 1. 2 建築物におけるバリアフリー法への対応-----1-4

### 第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

#### 第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

- 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方-----2-1
- 1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント-----2-26

#### 第2章 単位空間等の設計

- 2. 0 第2章の見方-----2-43
- 2. 1 敷地内の通路-----2-44
- 2. 2 駐車場-----2-57
- 2. 3 建築物の出入口-----2-67
- 2. 4 屋内の通路-----2-79
- 2. 5 階段-----2-88
- 2. 6 エレベーター・エスカレーター-----2-94
- 2. 7 便所・洗面所-----2-110
- 2. 8 利用居室の出入口-----2-151
- 2. 9 客室-----2-157
- 2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室-----2-192
- 2. 11 劇場、競技場等の客席・観覧席-----2-203
- 2. 12 店舗内部-----2-215
- 2. 13 避難設備・施設-----2-232
- 2. 14 造作・機器-----2-238
  - A. 手すり-----2-238
  - B. 段差解消機-----2-241
  - C. カウンター・記載台・作業台・事務机等-----2-245
  - D. 水飲み器・自動販売機、発券機（番号札、食券等）、ATM-----2-248
  - E. コンセント・スイッチ類-----2-251
  - F. 乳幼児用設備-----2-252
  - G. 案内表示-----2-256
  - H. 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備-----2-266
  - I. 情報伝達設備-----2-276
- 2. 15 写真の出典-----2-279

### 第3章 基本寸法等

3. 1	主要寸法の基本的な考え方	2-285
3. 2	車椅子使用者の寸法	2-286
3. 3	杖使用者の寸法	2-290
3. 4	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について	2-291
3. 5	便房内操作部の器具配置の概要	2-293
3. 6	段差解消機関連告示	2-295
3. 7	案内用図記号	2-298
3. 8	国際シンボルマークの形状及び使用	2-299
3. 9	床の滑り	2-301

### 第3部 設計事例集

1	静岡県立浜松大平台高等学校	3-2
2	西葛西・井上眼科病院	3-4
3	国立競技場	3-6
4	広島市民球場	3-8
5	刈谷市総合文化センター	3-10
6	カスミ筑波大学店	3-12
7	アイン薬局 桜川店	3-14
8	富士レークホテル	3-16
9	京王プラザホテル	3-18
10	ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田	3-20
11	いしかわ総合スポーツセンター	3-22
12	木曾路 春日部店	3-24
13	麺屋 淳陸屋 (じゅんぺいや)	3-26
14	Meets Smile (理容所)	3-28
15	川口市駅東口地下駐車場	3-30
16	坂戸駅北口公衆便所	3-32
17	音羽山清水寺	3-34
18	善光寺	3-35
19	築地本願寺	3-36

## 付 録

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示  
-----付-1
  - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 -----付-1
  - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄） 付-27
  - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する  
法律施行規則（抄） -----付-37
  - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する  
法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令 -----付-54
  - ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき  
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 -----付-55
  - ・ 建築物に関する告示 -----付-63
  - ・ 移動等円滑化の促進に関する基本方針 -----付-81
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条に基づく  
地方条例の概要（2020年9月現在） -----付-102
- 3 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に  
関する検討会及び小規模店舗WGについて -----付-108
- 4 小規模店舗に係る建築設計標準 -----付-111

## 建築設計標準の主旨と今回の改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(特別特定建築物)で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物(特定建築物)に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

さらに、建築物の用途や規模にかかわらず、より一層のバリアフリー化が進められるように、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等で構成する検討会を立ち上げ、社会の状況変化や関係者のご意見を踏まえ「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を継続的に改正してきたところである。

### (1) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(以下「建築設計標準」という。)は、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報等を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

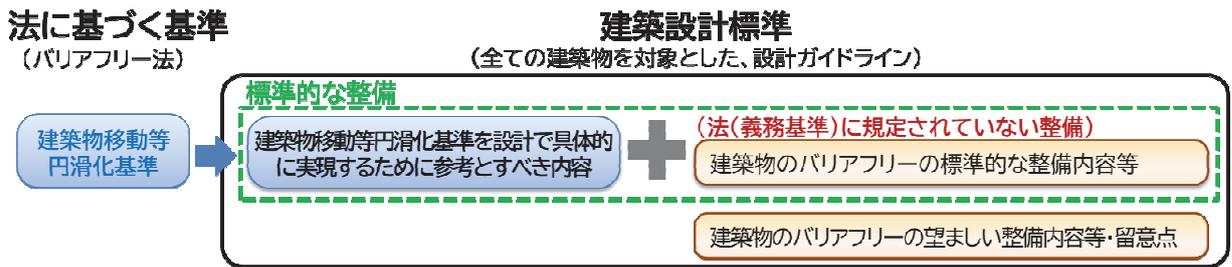
建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容を含めた建築物のバリアフリーの標準的な整備内容や望ましい整備内容等を、図表や設計例を交えて解説している。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

なお、本建築設計標準においては、次のような考え方で記述を分けている。

「～とする。」：主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容を含めた標準的な整備内容等であり、積極的に備えることが求められるもの

「～望ましい。」：上記の標準的な整備等を行った上で、さらにより安全かつ円滑な移動等の実現とともに、利用者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えることが望ましいもの、又は施設利用者や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの(バリアフリー法における移動等円滑化誘導基準も含まれる)

## ○建築設計標準の位置づけ(法令との関係)



## (2) 今回の改正の背景と目的

前回2017(平成29)年3月の建築設計標準の改正から4年経ち、その間、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への準備、2019年3月のホテル又は旅館におけるバリアフリー建築設計標準追補版の改正、2018年と2020年のバリアフリー法改正(基本方針の改正、ホテル・旅館の客室設置基準の強化、公立小中学校の義務化、心のバリアフリーの施策強化)等により、共生社会の実現に向けた取り組みが推進され、建築物の一層のバリアフリー化が求められている。このような背景から、高齢者・障害者等の社会参加や外出等の機会がさらに促進され、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要は特に高まっており、用途や規模にかかわらず、建築物の新築や改修においてバリアフリー化することが強く求められている。

これらを踏まえて、利用者の目線に立ち、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、下記に示す主な改正内容を検討会及び小規模店舗WGで議論し、とりまとめを行った。

### [主な改正内容]

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
  - ・ 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
  - ・ 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
  - ・ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実
- ② 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
  - ・ 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し
  - ・ 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
  - ・ 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加
  - ・ 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
  - ・ 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を追加

今回の改正は、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定により、「障害」とは個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「社会モデル」の考え方に立脚している。

## 用語の定義

建築設計標準で用いる用語の定義は、以下の通りである。

- ・ バリアフリー法： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号、最終改正 令和2年5月20日法律第28号）をいう。
- ・ 特定建築物： バリアフリー法第2条第16号に規定する学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物等をいう。
- ・ 特別特定建築物： バリアフリー法第2条第17号に規定する特別支援学校、官公舎等の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。
- ・ 建築物移動等円滑化基準： バリアフリー法第14条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- ・ 建築物移動等円滑化誘導基準： バリアフリー法施行令第17条第3項第一号に規定する建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- ・ 主要な経路： バリアフリー法施行令第18条第1項に規定する「移動等円滑化経路」をいう。
- ・ 利用居室： バリアフリー法施行令第18条に規定する不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

### (3) 建築設計標準の構成と使い方

高齢者や障害者等の円滑な移動等の設計上の配慮について、建築設計標準により広く活用され、設計者等の更なる資質の向上を促すことで、全ての人にとって使いやすい建築物が社会全体で整備されることが望まれる。また、全ての人にとって使いやすい建築物の整備にあたり、建築設計標準は、設計者及び建築主の企画・設計の実務や施設管理者の施設管理・改修、行政によるバリアフリーの推進等に広く有効活用していただくための手引きとなるよう策定したものである。

このため、建築物における個々の計画の背景、用途等の特徴、目標設定（利用対象・営業形態等）や諸条件に応じて、設計者、建築主、審査者、施設管理者等のそれぞれの立場で建築設計標準を参照しながら、建築物のバリアフリー化に向けてハードとソフトを組み合わせた対応が望まれる。特に不特定多数の者が利用する建築物を建築する際の計画・設計においては、規模にかかわらず、建築主及び設計者等のバリアフリー対応の意識を高く持ち、利用者の視点で積極的に取り組んでいくことが重要である。（具体的な活用イメージは、「第2部第1章高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について」を参照のこと。）

建築設計標準は、第1部で「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律について」について解説し、第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準は「第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について」、「第2章 単位空間等の設計」、「第3章 基本寸法等」の3つの章立ての構成となっている。「第3部 設計事例集」は、建築設計標準に添付する設計事例集であり、建築物全体としてバリアフリー対応の優れた事例を選定し、バリアフリー対応の取組方法、快適性・デザイン性を踏まえたきめ細やかなバリアフリー設計上の配慮事項等について参考となる取り組みを紹介している。

なお、「第1部及び付録のバリアフリー法関連」は、設計者、建築主、施設管理者等の実務に向けたセルフチェック、「小規模店舗に係る建築設計標準 概要版」は、ビルオーナーや店舗関連の事業者や従業員等に小規模店舗のバリアフリー化に必要な整備等をよりわかりやすくご活用いただけるものとしている。

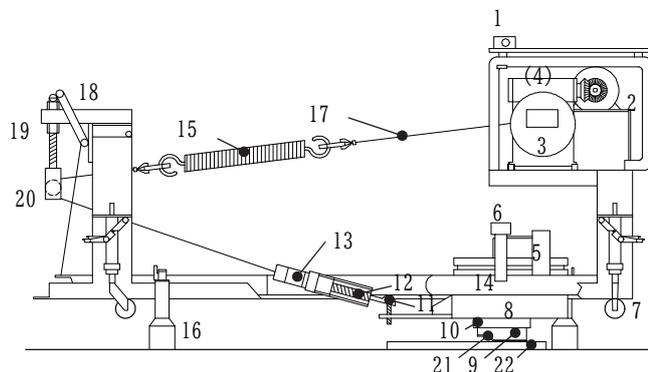
### 3. 9 床の滑り

- ・床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

#### (1) 履物着用の場合の滑り

##### ① 評価指標

- ・床の滑りの指標として、JIS A 1454 (高分子系張り床材試験方法) に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数 (C. S. R) を用いる。



- |             |                 |               |
|-------------|-----------------|---------------|
| 1: メインスイッチ  | 9: 鋼製すべり片台座     | 17: ワイヤ       |
| 2: 定速モータ    | 10: すべり片台座受け    | 18: ガイドレール昇降器 |
| 3: 減速機      | 11: ユニバーサルジョイント | 19: 引張角度調整器   |
| 4: ワイヤ巻き取り器 | 12: 初期荷重調整器     | 20: 滑車        |
| 5: スタートスイッチ | 13: 荷重変換器       | 21: すべり片      |
| 6: ストップスイッチ | 14: ガイドレール      | 22: 測定対象床     |
| 7: 移動用車輪    | 15: 引張荷重速度調整器   |               |
| 8: 重錘       | 16: 固定脚         |               |

JIS A 1454に準拠している滑り試験機の例

##### ② 評価方法

- ・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値(案)を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

**留意点：滑り抵抗係数の推奨値(案)**

- ・(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)では、履物着用・素足・斜路及び、階段(踏面と段鼻をあわせた評価)・杖の滑り等について推奨値(案)を示している。

■ 表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会\*の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路(傾斜角:θ)	C.S.R - sin θ = 0.4以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

(※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

#### (2) 素足の場合の滑り (※ここでは大量の水や石鹼水などがかかる床を想定)

##### ① 評価指標

- ・床の滑りの指標として、JIS A 1509-12 (陶磁器質タイル試験方法-第12部:耐滑り性試験方法) に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値 (C. S. R・B) を用いる。

##### ② 評価方法

- ・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値の推奨値(案)を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

### 3. 9 床の滑り

**留意点：床の材料・仕上げ選択時の留意点**

- ・材料・仕上げのC.S.R値等を確認するときには、床の使用条件（下足（靴、運動靴、サンダル等）・上足（靴下・スリッパ等）・素足）や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- ・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意することが望ましい。
- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、床材料や防滑保護材を選択することが望ましい。

**留意点：大量の水や石鹸水などがかかる床以外における素足の場合の滑り**

- ・一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹸水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下としたC.S.R値で安全側に評価できる可能性が高い。

■ 表－2 素足の場合の滑り 日本建築学会\*の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し 大量の水や 石鹸水などが かかる床	浴室（大浴場）、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG  
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月））

### （3）滑りの差

- ・突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

**留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料**

- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリッしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。
- ・グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリッしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

**留意点：建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保**

- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- ・建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値（案）を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。